から独立しているものと認められ、当該組合の子法人等に該当しないものと推定されるものをいう。以下同じ。）がある場合には、次に掲げる事項その他の重要な事項

(1)　開示対象特別目的会社の概要

(2)　開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額

第百三条第一項第四号を削る。

第百十八条の次に次の二条を加える。

（金融商品に関する注記）

第百十八条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　金融商品（金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。以下同じ。）の状況に関する事項

二　金融商品の時価等に関する事項

2　連結注記を作成する組合は、個別注記における前項の注記を要しない。

（持分法損益等に関する注記）

第百十八条の三　持分法損益等に関する注記は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連法人等を除外することができる。

一　関連法人等がある場合　関連法人等に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

二　開示対象特別目的会社がある場合　開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

2　連結決算関係書類を作成する組合は、個別注記における前項の注記を要しない。

第百二十五条第三号ハを次のように改める。

ハ　当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な兼職の状況

第百二十五条第三号ニ及び第百二十六条第五号中「当該事業年度中に」を削り、「事項」の下に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、「あつた」を「ある」に改める。

第百二十九条第二号中「を兼務している場合、その兼務」を「その他これに類するものを兼ねることが第百二十五条第三号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況」に改め、同号イ及びロ中「兼務」を「兼職」に改める。

第百三十六条第二項第一号中「前提」の下に「に関する注記」を加える。

第百四十三条第六項及び第百四十四条第六項中「、当該招集通知」を「当該招集通知」に改める。

第百四十六条第六項中「、当該招集通知」を「当該招集通知」に改める。

第百四十九条第二項第一号ロ中「棚卸資産」を「たな卸資産」に改める。

第二百九条第一項に次の一号を加える。

七　事業年度の末日において、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該組合の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この項において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

第二百十条第四項中「（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）」を削り、「同条第十二項」を「資産の流動化に関する法律第二条第十二項」に改める。

第二百四十八条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第九十二条の二第二項の規定により、会計監査人監査組合が子会社等を有する場合において当該組合が作成し行政庁に提出しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。

一　連結貸借対照表

二　連結損益計算書

三　連結純資産変動計算書

第二百五十四条第三項第三号中「第三十八条第三号から第六号まで」を「第三十八条第四号から第七号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（決算関係書類及び連結決算関係書類に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（以下「新規則」という。）第八十二条第二項第一号ヲ及び同項第二号ホ、第八十四条の二、第九十九条第一項第三号、第百九条第一項第八号並びに第百十八条の二の規定は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類については、適用しない。ただし、施行日前に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらの規定により作成することができる。

2　新規則第百九条第一項第九号、第百十一条、第百十三条第一項第一号ホ及び第百十八条の三の規定は、平成二十一年四月一日前に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類については、適用しない。

3　平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に係る連結決算関係書類のうち、連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記については、連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項を含むものとする。

（事業報告書等に関する経過措置）

第三条　新規則第百二十五条第三号ハ及びニ、第百二十六条第五号並びに第百二十九条第二号の規定は、平成二十一年四月一日前に開始する事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書については、適用しない。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧に関する経過措置）

第四条　新規則第二百九条第一項第七号の規定は、平成二十一年四月一日前に開始する事業年度に係る説明書類については、適用しない。

○厚生労働省令第四十二号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十九条の二（同法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十九条の二並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三の四第一項第一号中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に改め、同条第二項中「十万四千七百六十円」を「十万四千七百三十円」に、「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に、「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に、「二万八千四百七十円」を「二万八千四百円」に改める。

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第七条第三項中「五万六千九百三十円、四万二千七百円又は二万八千四百七十円」を「五万六千七百九十円、四万二千五百九十円又は二万八千四百円」に改め、同条第四項中「十万四千九百六十円、七万八千七百二十円又は五万二千四百八十円」を「十万四千七百三十円、七万八千五百五十円又は五万二千三百七十円」に改める。